

交通事業者と連携した誘客促進業務委託仕様書

1. 目的

世界遺産登録による認知向上を佐渡への誘客に繋げるため、主要な交通事業者と連携し、佐渡金山をはじめとする佐渡観光の魅力を強力なメディアを通じて発信する。特に、入込年間 60 万人の観光地を目指す上で、晩秋から早春は現状と目標の乖離が大きいいため、集中的な誘客プロモーションを展開し、観光需要の季節性の平準化を推進する。また、情報発信の効果検証を実施することで、次年度以降の効果的な情報発信手法やターゲット等について、分析を行う。

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3. 内容

(1) 交通事業者等と連携した情報発信

- ・佐渡の認知拡大及び誘客に寄与するプロモーションを実施することとし、晩秋から早春の情報発信を強化すること。
- ・各交通事業者のオウンドメディア及び広告配信プラットフォーム等を活用したプロモーションとして、効果測定をすることが可能なデジタル媒体を中心とした実施内容とすること。
- ・交通事業者等との調整、媒体選定、素材制作、情報発信の一連の工程を受託者にて実施すること。
- ・佐渡市公式観光情報サイト「さど観光ナビ」(<https://www.visitsado.com/>)、さどまる倶楽部ホームページ(<https://sadamaru.sado-dmo.com/>)及び市が実施する誘客キャンペーン事業のランディングページへの誘導を行うこととし、媒体ごとのアクセス数を把握することができる仕様とすること。
- ・昨年度の実施内容や実績(別紙)を参照のうえ、より一層効果的な実施内容を提案すること。
- ・以下の主要な交通事業者等と連携した情報発信を実施すること。

① 日本航空（JAL）と連携したプロモーション

- ・日本航空の利用者属性をとらえて、情報発信内容、掲載時期、掲載媒体を提案すること。
- ・プロモーション期間は1か月以上に設定すること。

② 全日本空輸（ANA）と連携したプロモーション

- ・全日本空輸の利用者属性をとらえて、情報発信内容、掲載時期、掲載媒体を提案すること。
- ・プロモーション期間は1か月以上に設定すること。

③ Peach Aviation と連携したプロモーション

- ・Peach Aviation の利用者属性をとらえて、情報発信内容、掲載時期、掲載媒体

を提案すること。

- ・プロモーション期間は1か月以上に設定すること。

④ JR 東日本と連携したプロモーション

- ・JR 東日本の利用者属性をとらえて、情報発信内容、掲載時期、掲載媒体を提案すること。
- ・プロモーション期間は1か月以上に設定すること。

⑤ JR 西日本と連携したプロモーション

- ・JR 西日本の利用者属性をとらえて、情報発信内容、掲載時期、掲載媒体を提案すること。
- ・プロモーション期間は1か月以上に設定すること。

(2) 効果測定

- ・各プロモーション実施内容の効果測定(アウトプット、アウトカム)を行うとともに、事業者を超えて複合的に分析を行い、実績報告書にまとめること。
- ・効果測定結果を踏まえ、次年度以降の Web 広告を活用した観光情報の効果的な発信に関する提案についても、実績報告書に含むものとする。

4. 重要業績評価指標 (KPI)

- ① さどまる倶楽部新規会員数 13,593 人 (令和6年実績 12,357 人)
- ② さど観光ナビ PV 数 5,950,000PV (令和6年実績 4,958,632PV)
- ③ 市が実施する誘客キャンペーン事業のランディングページ PV 数 (新規)

5. 業務の実施

業務の実施に当たっては、市と必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

6. 中間報告

月毎の事業の進捗状況を翌月中旬までに報告するものとする。なお、各プロモーションについては、効果計測を含めて報告するものとする。

7. 実績報告

毎月の分析結果のほか、年間を通じた調査結果を分析したうえで、課題解決方法や効果的な取り組みなどについて実績報告としてまとめ、市へ提出すること。

8. 報告・調査等

市は、最終報告書を受理後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

9. 委託金額の減額

市は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

10. その他

- (1) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに市に報告すること。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市の承諾を得るものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。